

だまされていませんか？

振り込め詐欺にご注意ください！

- 「暗証番号を教えて」「カードを預かる」などと言われていませんか？
- 「誰にも言わないで」「内緒にすること」などと言われていませんか？
- 「必ず儲かる」「早く買わないと・・・」などと言われていませんか？
- 「名義を貸して」「逮捕される」「裁判費用がかかる」などと言われていませんか？
- 「宅配便、ゆうパック、レターパックなどで現金を送れ」と言われていませんか？
- 「還付金がある」「ATMへ行って」などと言われていませんか？
- 「ロト6の当選番号を教える」「競馬、パチンコ必勝法」と言われていませんか？
- 「融資するのに保証金がある」「被害金を取り返せる」と言われていませんか？
- 長電話になっていませんか？

1 つでもあてはまれば
詐欺です！



兵庫県伊丹警察署 生活安全課
072-771-0110



高額療養費の還付 を装った詐欺に注意!!

市役所等の職員が以下のことすることは
絶対にありません!!

- × ATMの操作をお願いすること
- × 自宅に訪れ、キャッシュカード等を預かること
- × 受給に当たり、手数料の振り込みを求めること
- × メールを送り、URLクリックして申請手続きを求めること

○高額療養費について

- ・ 高額療養費制度は、医療費の自己負担額(窓口で支払う費用)が一定額以上になる場合に、その額を超えた部分の費用を払い戻したり、窓口での支払を不要としたりする制度です。
- ・ 高額療養費制度を利用するための口座の登録をお願いする場合、まずはじめに、兵庫県後期高齢者医療広域連合から高額療養費の申請書を**郵送**します。
- ・ 郵送せずに電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや通帳をお預かりすることは**絶対にありません**。
ATMの操作をお願いすることも**絶対にありません**。

○後期高齢者医療制度に関するお知らせ

- ・ 2022年10月から、75歳以上で一定の以上の所得のある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります(窓口負担割合が3割の方を除く)。
- ・ 2割負担となる方には、1ヶ月の負担増加額を3,000円までに抑えるため、自己負担額(窓口で支払う費用)との差額を「高額療養費制度」の口座へ後日払い戻します。
- ・ そのため、高額療養費の口座が登録されていない方には、2022年秋頃に、兵庫県後期高齢者医療広域連合から高額療養費の申請書を郵送します。

不審に思ったらご相談ください。

- ◆ 伊丹市役所(後期医療福祉課) 072-784-8041
- ◆ 伊丹警察署(072-771-0110)、または警察相談専用電話(#9110)
- ◆ 消費者ホットライン(局番なし) 188(いやや)



けがが原因の保護者同士のトラブルに学校が巻き込まれている。

【概要】 中学校第1学年のAさんが、第2学年のBさんから押されて転倒し、けがを負った。学校はスポーツ振興センターの災害給付金の手続きを行ったが、その他の経費を巡り、Aさん側とBさん側との間に挟まれ巻き込まれてしまった。

◇Aさんのけがと学校の対応◇

1学期の終業式の日、Aさんが友達数人と話しながら横に広がって下校していた。後ろから走って追い越そうとしたBさんに押されて、Aさんは転倒して立ち上がることができなくなった。周囲にいた生徒が学校に戻り、養護教諭にAさんがけがをしたことを伝えた。

養護教諭はAさんの担任C教諭と一緒に現場に向かい、応急手当をした後、Aさんの母親の同意を得て病院に連れて行き、診察を受けさせた。その結果、足の骨折で全治1か月という診断が下りた。

病院に駆けつけたAさんの母親に対して、養護教諭が事情を説明し、下校途中のためスポーツ振興センターの災害給付金の扱いとなることと、今後の安全指導を徹底することを伝えた。さらに、Bさんの母親にも本日の出来事を連絡する旨を伝えた。

◇Aさん側からBさん側への要求◇

Bさんの担任D教諭が、Bさんの母親に連絡を取り事情を説明すると、Bさんの母親はBさんと一緒に病院に見舞いに行き、謝罪をした。Aさんの母親が「Bさんも急いでいたのでしょう。子供同士のことですから。」と言ったので、Bさんの母親はこれで謝罪は済んだと受け止めた。

数日後、養護教諭にAさんの母親が「けがをした当日は分からなかったが、いろいろな面で費用がかさむことを知った。その後Bさん側からは何の連絡もないが、元々面識がないため言いづらいので、学校から伝えてほしい。」と言って、次の4点をBさんに請求したいと示した。

- ① 入院時の個室差額代金
- ② 通院に使用したタクシー代金
- ③ 成長期後に傷跡をきれいにする形成手術代金
- ④ 夏季休業中に予定していた旅行のキャンセル代金

◇Aさん側とBさん側の間に挟まれた学校◇

D教諭がBさんの母親に連絡をしたところ、「謝罪は済んでいるし、『子供同士のことだ。』とも言ったではないか。今さらタクシー代と言われても困るし、個室にする必要も考えられない。そもそも金銭を要求できると思って個室にしたり、タクシーを使ったりしたのではないか。払うつもりはないのでそう伝えてほしい。」と言われた。C教諭がAさんの母親に、Bさんの母親からの伝言を伝えると、「うちの子が苦しんでいるのに、学校はけがをさせたBさんの味方をするのですか。」と泣かれてしまった。

◇どんどん巻き込まれていく学校◇

数日後、Bさんの母親がD教諭を訪ねて来た。Aさんの父親名の内容証明郵便が届いたということだった。そして、開封していない状態の内容証明郵便を持参していた。Bさんの母親は、「開けるのが怖い。夫は、『そんなもの放っておけ。』と言うが、開けないでおくと、Aさんの保護者から訴えられたりするのではないかと心配である。」と言う。

D教諭は、内容証明郵便を初めて見たので、どうしたらよいか分からなかった。宛名がBさんの父親名であるので、Bさんの父親の判断に従うのが妥当ではないかと言ったところ、「学校は冷たい。たまたま押ししてしまっただけに、何でこんなひどい目に遭わなくてはならないのか。裁判になったら、受験にも影響するかもしれない。どうしたらよいか。」と強い口調で訴えてきた。

C教諭とD教諭からそれぞれの母親の状況の報告を受けて、副校長は保護者同士の関係にどんどん巻き込まれていくことに危機感を抱いたが、どのように解決に向かえばよいか判断が付かなかった。

◆学校の守備範囲を確認する◆

この事例は本来、学校が加害者と被害者との間に入って調停すべき問題かどうかを、改めて考えてみる必要があります。双方の保護者が教員に対して要望や要求を出し、その解決を教員に頼っています。学校としては保護者対応についての明確な枠組みをもてないことから、双方からいろいろな要求が出てきてしまい、結論が出せないまま間に挟まれた状態になっています。学校側のスタンスとしては、いま一度、対応の枠組みを整理して決めた上で「学校はこういう枠組みで対応していきます。」と伝えるとともに、学校の守備範囲としてできることとできないことを明確に説明していく必要があります。そして時には、はっきりと‘No’を伝えていくことも大切です。

◆保護者との間に適度な距離を保つ◆

教員と保護者との距離が近付きすぎているように感じます。保護者との距離が近いということは、保護者から見ると親近感を感じてポジティブに捉えられますが、その関係性から、本来教員として受けるべきでない相談などが持ち込まれることも往々にしてあります。受けるべきでない相談を受け始めると、保護者がたとえそれが無理かもしれないと分かっているにもかかわらず、期待する回答が出てこない場合に要求がエスカレートしたり、無理難題を言ってきたりすることにつながりかねません。

この事例では、具体的に保護者と学校との関係がこじれているというところまではいっていませんが、このままの状況で急に保護者との距離を取ろうとすると、保護者は突き放されたような感じを受け、不信感が増長していく可能性があります。まずは、具体的に対応できることを伝えながら、徐々に保護者との適度な距離を保っていくことが大切と思われます。

◆関係機関から効果的なサポートを得る◆

学校が事案の見立てを行い指導方針を決めていく際、時には関係機関との連携が求められることがあります。連携に当たって効果的なサポートを得るためには、子供や保護者を取り巻く状況について可能な限りのツールを使って情報を把握することが必要です。それは関係機関が学校をサポートするとき、家庭・地域などの環境的な要因や、学校の中での友人関係や教員との関係などが分かっていると適切な支援に結び付いていくからです。

そして連携により状況が明らかになって、具体的な方法を考えるときには、学校だけの対応では難しく、例えば、福祉的な支援や法的な対応を考える必要が出てくる場合も考えられます。

学校が関係機関を紹介するときには、機関名だけでなく、どのような場所でどのような支援が受けられるかを伝えてください。その際、事前に連絡を取った上で、機関名と担当者名をあわせて紹介することが丁寧な対応です。その対応により、学校は関われないけれど子供のことについては真剣に考えているという姿勢が伝わるはずで

◆保護者間の損害賠償問題を学校が抱え込まない◆

学校が保護者間の「損害賠償」の問題を突き付けられた場合に気を付けることは、学校だけで抱え込むことは避けるということです。特にこの事例の場合は、AさんとBさんの当事者間の問題であって、学校が賠償責任を負うべきものではありませんので、学校がどちらかの肩を持つということはありませんし、そのような印象を与えないように気を付けることが大事です。抱え込みすぎると、どちらからも泣きつかれ、二進も三進もいかなくなり、学校が苦しい立場に追い込まれてしまう可能性すら出てきます。

C教諭はAさんの母親からの相談を引き受けましたが、断ると「学校は冷たい。」とか、「学校からたらい回しにされた。」と誤解されることを恐れたのでしょう。学校の気持ちは分かります。でもせめて、「Bさんにお伝えすることはできますが、期待するような答えが返ってこない場合も考えられますよ。そのときはどうなさいますか。」という一言を伝えておくとうかたです。公的な相談窓口や法テラスのような専門家の活用を示唆する意味合いです。

◆当事者が法律の専門家に相談する必要がある◆

内容証明郵便は、このような内容が書いてありますというものであり、法的強制力はなく、内容証明郵便を受け取ったり、封を切ったりすることで何かの責任が生じるというものではありません。内容証明郵便を受け取ったら、封を切る・切らないに関係なく、相手方に「配達証明」が届けられます。万が一、受け取らないで返した場合でも、「拒否された」という証明は相手側に届くわけですから、訴訟問題に発展したときには「誠実さ」を疑われ不利に働く場合もあります。

ところで、Aさんの母親から提示された4項目の内容について、Bさんの母親は全面的に応じることを拒否していますが、BさんがAさんのけがに関わったことははっきりしています。法的には、Bさんの落ち度も問われますので、なんらかの損害賠償の責任を、本人又は保護者が負わなければならないと思います。4項目の妥当性について検証の必要はありますが、状況により請求される可能性はあります。

学校はこのようなトラブルがどのように発展するか「見通し」をもって臨み、学校は法律問題の専門家ではないので、早めに「区市町村の相談窓口」等に相談するように保護者に助言することも必要です。専門の窓口では、法的な視点に基づき、基本的な責任がどのように発生するのかを踏まえた上で、相談に応じてくれます。

◆学校は子供たちの支援に責任をもつ姿勢を明確に示す◆

学校としては、保護者間の賠償問題には関われませんが、子供のサポートはしっかりと行うことを説明します。AさんとBさんが心配なく安心して学校生活を送れるように、教職員の連携も深めながら精一杯の支援や指導を積み重ねていくことを約束すること、具体的には、これはできないがやれることはこれなどと説明する機会をもつことが必要です。学校として力になれることは、AさんとBさんとの人間関係、Aさんの学校生活上の心配・不安などの対応策などであるということを押さえておく必要があります。